

(2) 平成29年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告について

発言者	発言要旨
会 長	<p>続いて、(2)「平成29年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告」について、事務局に説明を求める。</p>
事 務 局	<p>— 別紙資料に基づき説明 —</p>
会 長	<p>事前に関係資料を見たところ、指摘すべき点が散見されたため報告する。</p> <p>① 2 ページの非公開情報ウ～キに関する記載が不正確な内容である。</p> <p>② 6 ページの※以下の文中に「文書数とは決定処理の対象となった件数」とあるが文書数=件数ではないと思われる。</p> <p>③ 1 2 ページ 1 2 3 番の非公開理由は7条4号にも該当する部分があると思われる。</p> <p>④ 2 2 ページの(4)ウに関する記載が不正確な内容である。</p> <p>⑤ 2 3 ページの非開示情報エ～キに関する記載が不正確な内容である</p> <p>⑥ 3 5 ページ9番の「記録の対象者」に「耕作希望者」を入れなくてよいか。</p>
事 務 局	<p>①、④及び⑤について、適切な内容に訂正する。</p> <p>②について、誤解の無い様「件数」ではなく、「決裁数」に訂正する。</p> <p>③について、指摘のとおり「7条4号」を加える。</p> <p>⑥について、指摘のとおり「耕作希望者」を加える。</p>
会 長	<p>この他、質問・意見はあるか。</p>
委 員	<p>2 4 ページの表-6に受付件数67件、処理件数77件と異なる数字が記載されているが違いは何か。</p>
事 務 局	<p>受付件数は窓口である市政情報コーナーで受付けた件数であり、処理件数は担当課が何らかの処分をした件数である。一件の受付でも内容が複数の課にまたがることがあるため、受付件数と処理件数に数の違いが出ている。</p>
委 員	<p>3 0 ページの7 4 番、7 5 番について部分開示となっており、不開示部分があるが、その中に「廃棄済み文書」がある。この文書の具体的な内容は何か。また、廃棄は適切に行われたのか。</p>
事 務 局	<p>廃棄は適切に行われたものと考えているが、この文書の具体的な内容については担当課に確認してから回答する。</p>
会 長	<p>質問ではなく意見として発言する。3 0 ページの6 9 番や7 6 番の様に不開示の理由として「文書不存在」である場合がある。「文書不存在」には3種類あると言われており、一つ目が一度存在したが保存期限到来により廃棄してしまった</p>

	<p>もの、二つ目が初めから作成していなかったもの、三つ目が文書は存在するがメモ程度の内容であるものである。今後は「文書不存在」に加えてこれらの内容についても記載があるとよいと思われる。</p>
<p>事務局 委員</p>	<p>意見について承知した。 4ページの(1)の5行目に「公開率は、概ね100%」とあるが、概ねではなく、正確な数字にした方がよいと思う。また、24ページの(1)中にも同様の記載をした方がよいと思う。</p>
<p>事務局 委員</p>	<p>指摘のとおり正確な数字を記載する。 「存否応答拒否」とはどういう場合に行うのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>該当文書の有無を答えただけで個人情報の開示と同様のことになってしまう場合である。例えば特定の者の障害の有無の開示を受けたいという請求があり、該当者の障害情報がある場合である。この場合、他者の個人情報であることを不開示決定とすると、不開示決定としたということは、文書自体の存在はあることが推測され、ひいては該当者には障害があるということがわかる。このようなことが起きないように、存否応答拒否という判断をするものである。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>川口市の文書の管理について、規定があるのであれば、見させてもらいたい。 紙媒体の文書に限らず、電子媒体の文書についても規定があると思われる。 本市では「文書管理規程」や「セキュリティポリシー」等によって文書の管理を行っている。これらについては後日提供する。</p>
<p>会長</p>	<p>他に質問・意見はないか。</p>
<p>全委員</p>	<p>— 質問・意見なし —</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、本件の報告は以上とする。</p>